路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十七号	南魚沼市美佐島字大清水一七一番一から同市美佐島字大清水一七一番八まで	北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○北陸地方整備局告示第三十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　北陸地方整備局長　橋場　克司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　十七号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
南魚沼市下一日市字山道七六〇番一から同市南田中字川原五〇八番一まで	前	一五・七三～二三・六七	一・七四〇	
	後	一六・五七～二五・八九	一・七四〇	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局長岡国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　北陸地方整備局長　橋場　克司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十九号及び四百五十九号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
新潟県東蒲原郡阿賀町津川字古四王下一二九三番三から同町黒岩字滴清水五五二六番四まで	前	七・〇〇～一一三・〇〇	八・八三三	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	B	一三・九〇～一〇一・〇〇	七・五四五	
	A	七・〇〇～一一三・〇〇	八・八三三	
	後	一二・六八～一〇五・六七	七・五四五	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

○北陸地方整備局告示第三十八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十九号及び四百五十九号	新潟県東蒲原郡阿賀町津川字古四王下一二九三番三から同町黒岩字滴清水五五二六番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局新潟国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月三十日

○北陸地方整備局告示第三十九号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	富山県下新川郡朝日町横尾字八枚田一二四九番一から同町道下字新田八三一番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○北陸地方整備局告示第四十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	富山県下新川郡朝日町横尾字林ノ腰九三七番二から同町横尾字八枚田一二四九番一まで	北陸地方整備局及び同局富山河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○北陸地方整備局告示第四十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　北陸地方整備局長　橋場　克司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十七号及び三百五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員（メートル）	延長（キロメートル）	備考
野々市市堀内五丁目二四二番一から同市三日市町一八四番一まで	前	一六・八〇～二三・四〇	〇・二三四	
	後	二〇・〇〇～二三・四〇	〇・二三四	

(四)　図面縦覧場所　北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

○北陸地方整備局告示第四十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　北陸地方整備局長　橋場　克司

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
百五十七号及び三百五号	野々市市堀内五丁目二四三番一地先から同市三日市町一八三番一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局金沢河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十五年三月二十九日

○北陸地方整備局告示第四十三号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十五年三月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十五年三月二十九日　北陸地方整備局長　橋場　克司

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　百五十九号、二百四十九号及び三百四号